

ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「観光券取扱施設」募集要綱

ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）に付与する観光券の第2期「観光券取扱施設」を募集します。

1. ふるさと山形四季旅事業について

(1) 目的

国においては「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」として、地域の消費喚起にスピード感を持って対応を絞った対応をすること等を目的に「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）」が創設された。

本事業は、この交付金を活用し、県内の観光資源に対する消費の喚起・拡大を図るため「宿泊券」と「観光券」がセットになったプレミアム付き旅行券（以下旅行券という）を発行・販売する。

(2) 事業主体 山形県

（本事業の実施にあたっては、公益社団法人山形県観光物産協会が受託しています。）

(3) 販売計画 総合計 125,000枚

- ① 全国のコンビニ端末機での販売（企画提案方式により旅行会社等に委託）
- ② インターネット宿泊予約サイトを利用した販売（同上）
- ③ 旅行商品造成支援（旅行会社等が造成する旅行商品への補助）

蔵王山の火口周辺警報や大雨等の自然災害の影響、東日本大震災の影響からの回復が遅れている温泉地等については、特別枠を設けて支援する。

(4) 繁忙期（お盆、イベント、年末年始など）においても旅行券の利用制限は特に行わないものとする。

2. 観光券の概要

(1) 概要

旅行券購入者に対し、観光周遊促進、消費の喚起、拡大を図ることを目的に観光施設で、500円の割引が受けられる観光券を付与する。

(2) 使用要件

- ・観光券は取扱施設として登録された山形県内観光施設で1,000円以上の利用（施設入場料、飲食代、お土産代など）をした場合に使用できる。
- ・2人以上での利用の合計額が1,000円以上の場合も使用できる。

3. 観光券取扱施設の条件等

次の①から⑦までの全ての条件を満たす必要がある。

- ① 県内の体験施設、博物館、美術館、道の駅、日帰り温泉施設、観光お土産店、ロープウェイ・リフト、観光舟下り等の主に観光客が利用する施設であること。
- ② 「観光券」を利用した場合の価格や、条件（利用できる商品やサービスなど）を明確に説明できること。
- ③ 「観光券」を利用した適正な商品やサービスの精算ができること。

- ④「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
- ⑤「山形県暴力団排除条例」(平成23年県条例第26号)を遵守していること。
- ⑥ 公序良俗に反しないこと。
- ⑦ 別途定める取扱いマニュアルに沿った運用が可能であること。

◆上記の条件を満たさない場合、虚偽の申請等があった場合は、観光券取扱施設の登録を取り消し、法的処置を執る場合がある。

4. 注意事項

- ①観光券取扱施設は、当初の申請内容から変更となった場合は、速やかに山形県観光物産協会に届出しなければならない。
- ②観光券取扱施設に対し、必要があると認めるときは、調査し、又は必要な指示をすることがある。
- ③観光券取扱施設について、以下のいずれかに該当する場合、登録を取り消す場合がある。
 - ・登録した事業者が営業を終了した場合
 - ・前項の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかった場合
 - ・法令に違反するなど観光券取扱施設として適切でない認められる場合
 - ・その他、本県観光のイメージに重大な支障を及ぼす恐れがある場合

5. 精算方法

- ・観光券取扱施設は、毎月1日～末日利用分を翌月10日までに、山形県観光物産協会が委託する、株式会社JTB東北 法人営業部山形支店へ次の報告書等を送付すること。
送付物 ①利用実績報告書(様式第2号) ②請求書(様式3号) ③観光券(回収分)
- ・株式会社JTB東北 法人営業部山形支店では、観光券取扱施設から送付された請求書と回収観光券の枚数を照合し、内容に不備や疑義がなければ請求者の指定口座に代金を振り込むこととする。(概ね30日以内) なお、報告書等の送付に要する送料及び振込手数料(¥540)は観光施設の負担となることを御了承ください。

尚、報告書等の送付については、書留にてご郵送ください。

(精算送付先)

〒990-0031 山形市十日町2丁目1-2

株式会社JTB東北 法人営業山形支店

「山形日和。」旅行券精算事務局宛 と必ず記入ください。

(問合せ電話番号) 023-608-5123

(問合せ時間) 平日9:30~17:30(土日祝日、年末年始を除く)

- ◆虚偽の換金申請等、悪質な事例があった場合は、観光券取扱施設の登録を取り消し、法的処置を執る場合がある。

6. 登録申請方法

「観光券取扱施設」登録申請書(様式第1号)及び通帳の写し(1、2ページ目)を山形県観光物産協会へ郵送または直接提出すること。複数の店舗がある場合は、個別の店舗ごとに申請

すること。

提出先 〒990-8580 山形市城南町1丁目1番1号 霞城セントラル1F

公益社団法人山形県観光物産協会 観光課 ふるさと山形四季旅事務局 Tel.023-647-2333

- ・ 郵送又はご持参ください。（持参の場合は土日祝日を除き9：30から17：00まで）
- ・ 郵送の場合、封筒に朱書きで**ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）「観光券取扱施設」登録申請書在中**と記載してください。

（書類等については、返却いたしませんので御了承ください）

・ 提出期限：平成27年8月14日（金）当日消印有効

(様式第1号)

ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）
「観光券取扱施設」登録申請書

平成 年 月 日

公益社団法人山形県観光物産協会
会長 平井康博 殿

住 所
申請者 施設名等 _____
代表者名 _____ 印

※「社判」のご捺印をお願いいたします。

「ふるさと山形四季旅事業」の趣旨に同意し、取扱施設として登録申請します。
また、「ふるさと山形四季旅事業」への登録に当たっては、募集要綱及び関係法令等を遵守
することを誓約いたします。

【取扱施設基本情報】

取 扱 施 設 名	(フリガナ)		
	※WEBページ等対外的な媒体に記載する正式名称を記載ください。 ※スペースが必要な場合、「半角スペース」「全角スペース」と記載ください。		
所 在 地	〒		
担 当 者 職 ・ 氏 名			
電 話 番 号	※お客様へご案内する電話番号を記載ください。	F A X 番 号	
電子メールアドレス			
公式URL	※施設のWEBページを記載ください。ない場合は「なし」と記載ください。		

【振込先の口座情報】

金融機関名		本・支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※通帳の写しを添付してください。(1、2 ページ目)